

「広島県立埋蔵文化財センター保管写真資料デジタル化
及び色調修復事業」に係る委託業務特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団（甲）がデジタル化等業務受託者（乙）に委託する、「広島県立埋蔵文化財センター保管写真資料デジタル化及び色調修復事業」に係る委託業務に関して規定したものである。

(作業基準)

第2条 本特記仕様書に基づき実施するものとする。

(業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 業務名

「広島県立埋蔵文化財センター保管写真資料デジタル化及び色調修復事業」（業務の内容等は別紙1のとおり）

(2) 業務場所

乙の作業所

(3) 履行期間

平成27年7月9日から平成27年11月20日までとする。

(業務資料の移送)

第4条 本業務の写真資料等については、当事業団埋蔵文化財調査室で甲が乙に引き渡すものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(業務実施計画書)

第5条 乙は、本特記仕様書に基づき、作業の方法、使用する主要な機器、日程等について業務実施計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(履行期間中の資料等の保管)

第6条 本業務の実施により作成された資料（成果品を含むその他の記録物）については、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・保管しなければならない。

2 本業務の実施により作成された資料（成果品を含むその他の記録物）については、許可なく他に利用してはならない。

(成果品)

第7条 乙は、本業務を完了したときは、別紙に示した成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければ

ばならない。

4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙の負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第8条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託の支払いを請求することができる。

(本業務完了後の資料等の取扱い)

第9条 乙が、本業務の実施により作成した資料(成果品を含むその他の記録物)の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により作成した資料(成果品を含むその他の記録物)は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。

ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第11条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

別紙1

「広島県立埋蔵文化財センター保管写真資料デジタル化
及び色調修復事業」に係る委託業務仕様

1 デジタル化画像数

規 格	コマ数	備 考
35mm ポジフィルム (マウント付)	7010	
合 計	7010	

2 作業の方法

- (1) カラーリバーサルフィルムのスキャナでの読み込みは次のとおりとする。
 - 35mm ポジフィルム (マウント付)
 - 16Base 相当 (サイズ 2048×3072pixel) 18Mb
 - ファイル形式 Jpeg
 - 保存色空間 AdobeRGB
- (2) 各画像毎に、ファイル名を書き込む。
例：13199 銭神第1・3号古墳 01-01-01
- (3) 各原稿カラーリバーサルフィルムは褪色，変色しているので，データ分解と同時に色調，濃度補正を行うこと。
なお，色調，濃度補正の状況については，作業に入る前に発注者と受託者の両方でテスト検証を行う。
- (4) カラーリバーサルフィルムのデジタル (DVD) 化に当たっては，自動ホコリ，傷修復ソフトはOFFとすること。
- (5) インデックスプリントの作成
DVD毎にインデックスプリントを作成する。

3 成果品

- (1) DVDは同一内容のものを7セット作成し，成果品として納品すること。
- (2) DVD毎にインデックスプリントを添付すること。